

ストーカー行為は犯罪です!!

ストーカー規制法では、**つきまとい等、ストーカー行為**に対し、警告や処罰を求めることができます。

1 つきまとい等とは

好意の感情またはその感情が満たされなかったことへの恨みなどの感情を充足する目的で、あなたやあなたの身近な人に次の行為をすることをいいます。

①つきまとい・待ち伏せ・進路に立ちふさがり・見張り・押しかけ

- ・あなたを尾行してつけてつきまといたり、行き先で待ち伏せしたり、進路に立ちふさがったりすること。
- ・あなたの家や職場付近で見張る、家や職場等に押しかけること。

②監視していると告げる行為

- ・あなたの行動を監視したうえ、監視していることを告げるなどして気づかせること。

③面会・交際等の要求

- ・あなたが拒否しているにもかかわらず、あなたに義務のないことを要求すること。

④乱暴な言動

- ・あなたに粗野な言葉を浴びせたり、暴力をふるったり、物を壊したり乱暴な行動をすること。

⑤無言電話、連続した電話、ファクシミリ、メール等

- ・無言電話をかけること
 - ・拒否しているにもかかわらず、連続して電話をかけたり、ファクシミリを送ったり、メールを送ったりすること。
- (平成25年10月3日から連続メールが追加)

⑥汚物などの送付

- ・汚物や動物の死体など不快感を抱かせる物を送りつけること。

⑦名誉を傷つける

- ・あなたを中傷したり、名誉を傷つけるような内容を告げたり、名誉を傷つける文書やメールの送信、サイトへの書き込み等を行うこと。

⑧性的羞恥心の侵害

- ・卑猥な言葉を告げたり、わいせつな写真や文書を送ったりすること。

2 ストーカー行為とは

同一の物に対し、上記①から⑧のつきまとい等を繰り返し反復して行うことをいいます。(上記①から④の行為については、不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限定されます。)

ストーカー被害に 遭わないために・・・

◇個人情報の管理に注意する

住所、電話番号、メールアドレスなどを容易に教えない。公共料金の明細書などはシュレッダーにかけるなどして捨てる。郵便受けには鍵を掛け、第三者が容易に取り出せないようにする。交際中の相手などにも裸の写真等を所持させない。

◇防犯対策を講じる

施錠を確実にする。ドアや窓は二重錠にする。遮光性のカーテンを取り付ける。危険を感じる場合は、安全な場所に避難する。

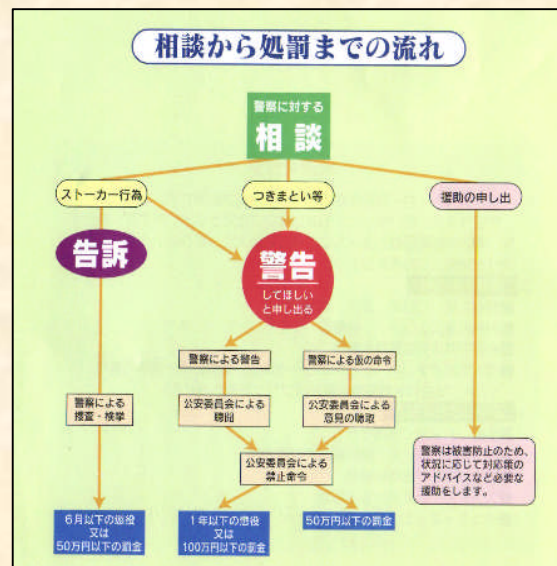
◇一人で対処しない

エスカレートする前に、家族、親戚、友人、信頼できる人、弁護士、行政相談窓口、警察等に相談する。ストーカー被害に遭っていても、「親を心配させたくない」「不倫関係にあることを知られたくない」等さまざまな事情があるかもしれません。しかし、ストーカー被害は自分だけで解決できる問題ではありません。エスカレートする前に相談することが肝心です。

◇自分の意思をしっかり持つ

相手の言いなりになったり、優柔不断な態度をとることは、相手に突き入る隙を与えることになります。

◇サイト等を介して知り合い、相手をよく知らないまま安易に交際することは避ける



ストーカー被害に 遭ったときは・・・

◇拒否の意思を相手に伝える

中途半端な態度は、相手に期待を持たせ、つきまとい行為をエスカレートさせてしまいます。はっきりと拒否の姿勢を貫き通すことが肝心です。

【具体的な拒否の方法】

- ・内容証明郵便を送る
- ・拒否（別れ）のメールを送信する
- ・携帯電話番号、メールアドレス等を変更する
- ・着信拒否にする
- ・合い鍵を渡している場合は鍵ごと取り替える
- ・話し合う必要があっても、1対1では会わない（親や上司等第三者を同行する）
- ・別れることに、相手も同意したことを示す念書等を作成させる
- ・弁護士に依頼する

◇記録を残す

相手のストーカー行為を立証するには証拠が必要です。被害自体、思い出したくもないいやなことだと思いますが、証拠を保存しておきましょう。

【具体的な証拠の保存の方法】

- ・被害を受けた日時、場所、状況等の記録
- ・手紙、ファックス、中傷ビラ、写真等
- ・携帯電話のメール、着信記録、留守番電話の録音
- ・インターネットのメール、サイトの書き込み等を印字した物

◇防犯グッズの活用

自分の身を守るため、証拠を保存するために、防犯資機材を活用しましょう。

【防犯グッズ】

- ・防犯ブザー、防犯カメラ、携帯型カメラ
- ・ナンバーディスプレイ式電話機
- ・ボイスレコーダー
- ・位置情報サービス（ココセコ等）

■ストーカー被害の相談は、 最寄りの警察署生活安全課

■お問い合わせは、
滋賀県警察本部刑事部捜査第一課
ストーカー・DV等対策室

〒520-8501大津市打出浜 1 番10号 TEL 077-522-1231